

監査リスクと重要性

飯 岡 透

目 次

1. はしがき
2. 監査リスクと監査における重要性
3. 監査実施過程における監査リスクと重要性の検討
4. むすび

1 はしがき

近年、企業によって開示される会計情報がますます増加しまた多様化するに伴って監査人の会計情報に対する関与領域も拡大する傾向がみられ、その結果、有効性 (effectiveness) と効率性 (efficiency) が高い監査人の関与方式が必然的に重視されることになり、ここに監査のリスク・モデルアプローチが主張されるにいたっている。

こうした、監査における近年の傾向を検討するため、本稿では、監査リスクと重要性の関連の分析を中心にこの問題を検討してみたいと思う。

2 監査リスクと監査における重要性

(1) 監査リスクの意義と種類

監査リスクと重要性は極めて密接な関係にあるといえる。それは、「監査

の範囲は、許容できる誤謬の最高金額 (maximum amount of tolerable error), つまり重要性とこうした誤謬を発見できない最大のリスク (maximum risk), つまり最小の信頼性 (minimum confidence) に依存する⁽¹⁾」からである。

アンダーソン (Rodley J. Anderson) によれば、監査済財務諸表の記載項目に絶対的正確性を求めることは不可能であり、また経済的でもなく、監査報告書はそれに添付した財務諸表に信頼性を与えるが、完全な確実性を与えることはできず、監査証拠が全く確実であることは稀であると述べて簿外負債があると考えられる場合を具体的事例として次のように説明している。

「こうした場合監査人は財務諸表作成日以降の支払の調査、確認、取引銀行や仕入先からの報告書の検討、記載されている債務と利子との関連といった通常の監査手続を実施するが、監査人は簿外負債を発見するため、すべての銀行やその他の金融機関あるいは主要な仕入先に文書で問合わせることができる。しかし、こうした監査手続の拡張に伴うコストは、それによって得られる信頼性の増大と適合しないことは明らかである。したがって、監査意見について期待されるにふさわしい一定水準の保証が存在することは論理的であり、それ以上保証の水準を高めることはそれに必要なコストの点で不可能であり、財務諸表の信頼性をさらに増大させることを期待することは通常不合理である。このように監査人による財務諸表に対する監査意見からの保証の適切な程度は保証の補数、つまり監査済財務諸表に残存していると考えられる未摘発の誤謬のリスクによって検証することができるのである。」⁽²⁾

こうして、アンダーソンは保証水準と監査リスクの関連を重視しているが、この場合監査リスクとは、「監査の国際的ガイドライン」(以下、IAGという)によれば、「重大な虚偽表示がなされている財務情報について、監査人が不適切な意見を表明するかもしれない危険⁽³⁾」をいい、監査意見の表明によって得られる保証は、このリスクの補数 (1－監査リスク) と考えることができる。つまり監査意見による保証は100パーセントの確実性をもつのではなく、保証水準が90パーセントの場合には、その補数の10パーセントに相当

監査リスクと重要性（飯岡）

する誤った意見表明のリスクがあることになる。

IAGによれば、この監査のリスクは監査人が被監査会社の事業、業界、経営者、統制環境及び業務活動についての知識をもとに、例えば、支払能力または継続企業として存続できる能力など企業全体にかかわる問題の検討を目的とする場合に不適切な意見表明をするかもしれないリスク、つまり「全体的監査リスク」ないし「財務諸表レベルでの監査リスク」と財務諸表作成の基礎にある個々の勘定残高及び取引において未摘発な誤謬が残存するかもしれないリスク、つまり「個別的監査リスク」ないし「勘定残高及び取引種類のレベルでの監査リスク」がある。そしてこれら双方のレベルでの監査リスクは、固有リスク、内部統制上のリスク及び非発見のリスクがあるとしている⁽⁴⁾が、これら固有リスク、内部統制上のリスク及び非発見のリスクのそれぞれについて、次のように説明している⁽⁵⁾。

まず、固有リスクとは、関連する内部統制がなかったと仮定した場合、単独あるいは他の勘定残高や取引種類における虚偽表示との合計で、ある勘定残高や取引種類について重要な虚偽表示を生じさせる可能性をいう。したがって、固有リスクは事業内容、その環境及び勘定残高や取引種類の性格によって決定されるといえる。すなわち、経営者の判断に影響される勘定、複雑な会計上の見積りのように計算の難しい勘定、宝石類のような欲求度が高く持ち運びの容易な資産を伴う勘定、消費者の需要の変化や技術革新を受けやすくそれによって価値が影響を受ける勘定は、そうでない勘定に比べて固有リスクは高いといえるとしている。

次に、内部統制上のリスクとは、ある勘定残高や取引種類について生じ得る虚偽表示が、単独または他の勘定や取引種類における虚偽表示との合計で重要性があると判断されるものが、内部統制組織によって防止または適時に発見されないリスクをいう。このリスクを評価するためには、内部統制の設計の妥当性を検討し、同時に統制手続の準拠性を監査しなければならない。こうした評価が行われていない場合には、内部統制上のリスクは高いと仮定しなければならないとしている。

最後に、非発見のリスクとは、勘定残高や取引種類に存在する虚偽表示が、単独または他の勘定残高や取引種類における虚偽表示との合計で重要性があると判断されるものが、監査手続によって発見されないリスクをいう。監査人が不適切な監査手続を選択したり、適切な監査手続の適用を誤ったり、監査結果を誤って解釈することがあるために、非発見のリスクは常に存在するといえるとしている。

ところで、こうしたリスクのうち、固有风险と内部統制上のリスクは監査が実施されていると否とにかかわらず、被監査会社の事業内容、その環境及び勘定残高や取引種類の性格によって決定されるため、監査人によってコントロールできるものではない。しかし、監査人はこれらリスクを評価し、非発見のリスクを許容可能な水準にするための実証手続を考案することによって、監査上のリスクを許容可能な低い水準に下げることができるのである。

(2) 監査における重要性

監査人がその意見を表明するに当って、重要性の判断はきわめて大きな影響をもっている。それは、「意見表明に関する重要性の判断基準は、個別意見については無限定意見とするか限定意見とするかの判断基準であり、総合意見については適正意見とするか不適正意見とするかの判断基準⁽⁶⁾」となるからである。

会計及び監査の領域において、重要性の概念については、さまざまな定義がみられるが、ここでは「財務会計諸概念に関するステートメント」(SFA C)第2号の重要性に関する次の定義を手懸りにして検討を進めることとする。

「周囲の状況からみて、ある項目が財務報告書において記載または訂正されているならば、財務報告書に依存する合理的な人間の判断が、変更されたり、また影響を受けるおそれがあるほど当該項目が大きい場合に、当該財務報告書から当該項目を省略または誤表示することは重要である⁽⁷⁾。」

この定義を前提として、次ページの貸借対照表及び損益計算書による2つの事例から重要性の判断について検討を加えることとする⁽⁸⁾。

監査リスクと重要性（飯岡）

貸借対照表

19×7年及び19×8年12月31日現在

	12月31日現在	
	19×7年	19×8年
資産の部		
流動資産		
現金	\$ 100,000	\$ 150,000
受取勘定（純額）	200,000	220,000
棚卸資産	300,000	280,000
前払費用	10,000	20,000
流動資産計	<u>\$ 610,000</u>	<u>\$ 670,000</u>
固定資産（償却費控除後）		
設備	\$ 250,000	\$ 280,000
建物	500,000	420,000
固定資産計	<u>\$ 750,000</u>	<u>\$ 700,000</u>
資産合計	<u>\$ 1,360,000</u>	<u>\$ 1,370,000</u>
負債及び資本の部		
流動負債		
支払勘定	\$ 180,000	\$ 120,000
未払費用	220,000	220,000
流動負債計	<u>\$ 400,000</u>	<u>\$ 340,000</u>
固定負債		
借入金	\$ 400,000	\$ 450,000
資本		
普通株資本金	\$ 200,000	\$ 200,000
利益剰余金	360,000	380,000
資本計	<u>\$ 560,000</u>	<u>\$ 580,000</u>
負債及び資本合計	<u>\$ 1,360,000</u>	<u>\$ 1,370,000</u>

(1) 19×8年の事業年度末直前に設備の修繕のための支出 100 ドルを損益計算書上の費用勘定としてではなく、貸借対照表上の設備勘定に誤って計上している。その結果、資産の合計は1,370,000ドルではなく、1,369,900ドルと計上すべきであり、また税引前当期利益は 100,000 ドルではなく、99,900ドルを計上すべきであった。この場合、財務諸表は誤りがなく、適正に表示されているとすべきか。

損 益 計 算 書

19×8年12月31日に終了する事業年度

収 益 :

売 上 高 (純額)		\$ 1,000,000	
売 上 原 価			
商品期首棚卸高	\$ 300,000		
仕 入 (純額)	580,000		
合 計	\$ 880,000		
商品期末棚卸高 (差引)	280,000	600,000	
売 上 総 利 益		\$ 400,000	
販売費及び一般管理費		300,000	
税引前当期純利益		\$ 100,000	
法 人 税		30,000	
当 期 純 利 益		\$ 70,000	

(2) 19×8年の事業年度末直前に設備の修繕のための支出50,000ドルを損益計算書上の費用勘定としてではなく、貸借対照表上の設備勘定に誤って計上している。その結果、資産の合計は1,370,000ドルではなく1,320,000ドルと計上すべきであり、また税引前当期利益は100,000ドルではなく、50,000ドルと計上すべきであった。この場合、財務諸表は誤りがなく、適正に表示されているとすべきか。

こうした場合、おそらく監査人は第1の事例は、「正しい」とするだろうし、第2の事例では「誤っている」とするであろう。その理由は、さきのSFAC第2号の重要性の定義を上記の事例に適用すれば、この状況では100ドルの虚偽表示によって、おそらく合理的な人間の判断が変更されたりまた影響を受けたりはしないが、50,000ドルの虚偽表示によっては変更されたりまた影響を受けたりするであろうからである。こうして監査における重要性の判断は、監査計画を設定したり、監査後に証拠を評価するに当たって考慮しなければならないきわめて重要な要因といえるのである。

重要性を決定する基準としては、虚偽表示の金額が財務諸表における税引前純利益や資産総額などに対して与える影響を金額的に判断する「量的基準」と虚偽表示された項目自体の性格から判断する「質的基準」とが考えられる。

監査リスクと重要性（飯岡）

テーラー及びグレッツェン（Donald H. Taylor & G. William Glezen）は、重要性を決定する要因として次の事項を示している⁽⁹⁾。

(1) 財務諸表における次の金額と虚偽表示の金額との関係

- a 損益計算書における税引前当期純利益
- b 貸借対照表における資産総額
- c 貸借対照表における流動資産総額
- d 貸借対照表における資本総額

(2) 次の質的要因

- a 不法な支出が行なわれる可能性
- b 不正（irregularities）の発生する可能性
- c 銀行との借入契約で最低限保持すべきことが要求された財務諸表比率の條項
- d 収益力を示す趨勢の中断
- e 財務諸表の誠実性（integrity）に対する経営者の態度

この重要性の決定要因をさきの事例により19×8年について具体的に示せば、次のとおりである⁽¹⁰⁾。

監査人は質的な問題も考慮に入れて虚偽表示が全体で税引前当期純利益の8%以上の場合には重要であり、またそれが3%以下であれば重要でないと考えると仮定し、3%と8%の間の虚偽表示は監査人の判断により重要であるかどうかが決まるとする。そのため、損益計算書に関する重要性についての監査人の判断の範囲は次のように算定される。

\$ 3,000（\$ 100,000×3%）から\$ 8,000（\$ 100,000×8%）

同様の方法を貸借対照表上の資産総額、流動資産総額及び資本総額に適用すれば、重要性に関する監査人の判断の範囲は次のように算定される。

① 貸借対照表上の資産総額に対する重要性に関する監査人の判断の範囲

\$ 41,100（\$ 1,370,000×3%）から\$ 109,600（\$ 1,370,000×8%）

② 貸借対照表上の流動資産総額に対する重要性に関する監査人の判断の範囲

\$ 20,100 ($\$ 670,000 \times 3\%$) から \$ 53,600 ($\$ 670,000 \times 8\%$)

③ 貸借対照表上の資本総額に対する重要性に関する監査人の判断の範囲

\$ 17,400 ($\$ 580,000 \times 3\%$) から \$ 46,400 ($\$ 580,000 \times 8\%$)

さきに述べたように、重要性の検討に当っては上記の金額上の要因のほか、質的要因も考慮に入れなければならない。例えば、上の事例において、流動比率が最低200パーセント以上を保持できない場合には、450,000ドルの借入金の返済が要求されると銀行との借入契約に明記されているとした場合、この事例では流動比率は200パーセントをわずかに下廻る〔(流動資産670,000ドル÷流動負債340,000ドル)×100=197.06パーセント〕ので、被監査会社は流動資産を増加させるかあるいは流動負債を減少せざるを得なくなるであろう。したがって、監査人は重要性の基準を低めるであろう。また純利益に増加傾向がみられる場合には、経営者は純利益を過大に記帳する理由はないので、監査人は重要性の基準を高めることができよう。

ところで、収集した監査証拠が十分であると考えられるかどうかについて、レスリー (Donald A. Leslie) は、次の3つの要因が影響するとしている⁽¹¹⁾。

- (1) 監査意見表明に必要な正確性
- (2) 監査意見による保証の程度
- (3) 監査証拠の利用可能性

以下、それぞれの要因について検討を加えることとする。

- (1) 監査意見表明に必要な正確性

いうまでもなく、財務諸表は絶対的な正確性をもって作成することは不可能である。それは財務諸表の作成に当っては、例えば、固定資産の耐用年数の決定や引当金の算定に当ってみられるように見積りに依存せざるを得ない点があるからである。また内部統制組織の整備は、転記上の誤謬や帳簿締切りに当っての誤謬を少なくするが、こうした誤謬を完全に排除するような内部統制組織の確立はそれに必要なコストの面からも不可能である。こうして誤謬の発生を予防し訂正するために莫大なコストを必要とする場合には、さらに正確性を期することは合理的でない。ここに正確性を限定する重要性の概

念が登場するのである。

(2) 監査意見による保証の程度

監査報告書はそれに添付された財務諸表について信頼性を附与するものである。しかしながら、監査人により収集された監査証拠は決定的なものではない。このことは、さきのアンダーソンが示した簿外負債の事例からも明らかである。もちろん、簿外負債を発見するするために、追加的な監査手段を実施することは理論的には可能である。しかし、こうした監査手続の拡張に対するコストは、それによって得られる信頼性の増大とは必ずしも比例しないのである。

こうして、監査意見の表明に当っては要請される一定の保証水準が存在し、監査コストの観点からまた一定の水準を超えての保証は不可能であるという数多くの事例から、信頼性を増大させることを期待することは不可能であると考えるのが論理的である。したがって、監査意見の表明による保証の適切な程度は、こうした保証の補数、つまり、さきに述べた監査リスクによって検証されるのである。

(3) 監査証拠の実際的利用可能性

A I C P Aの監査実施基準第3は、「監査対象の財務諸表に対する意見に、合理的な根拠を与えるため適格にして十分な監査証拠が実査、立会、質問及び確認によって入手されなければならない⁽¹²⁾」と規定している。

この規定にみられる「十分な」証拠とは、いかなる証拠を意味しているのだろうか。

いうまでもなく、「十分な」という用語は「相対的」な概念であり、監査に当って、財務諸表の適正性を裏付けるためすべての項目について「絶対的」な証拠を求めることは不可能であるというべきである。この点について、マウツ及びシャラフ (R. K. Mautz and Hussein A. Sharaf) も、監査を自然科学及び裁判と関連させながら、次のように述べているので、やや長文ながら引用しておこう。

「専門家としての職業的努力を要するいかなる分野においても、生命にか

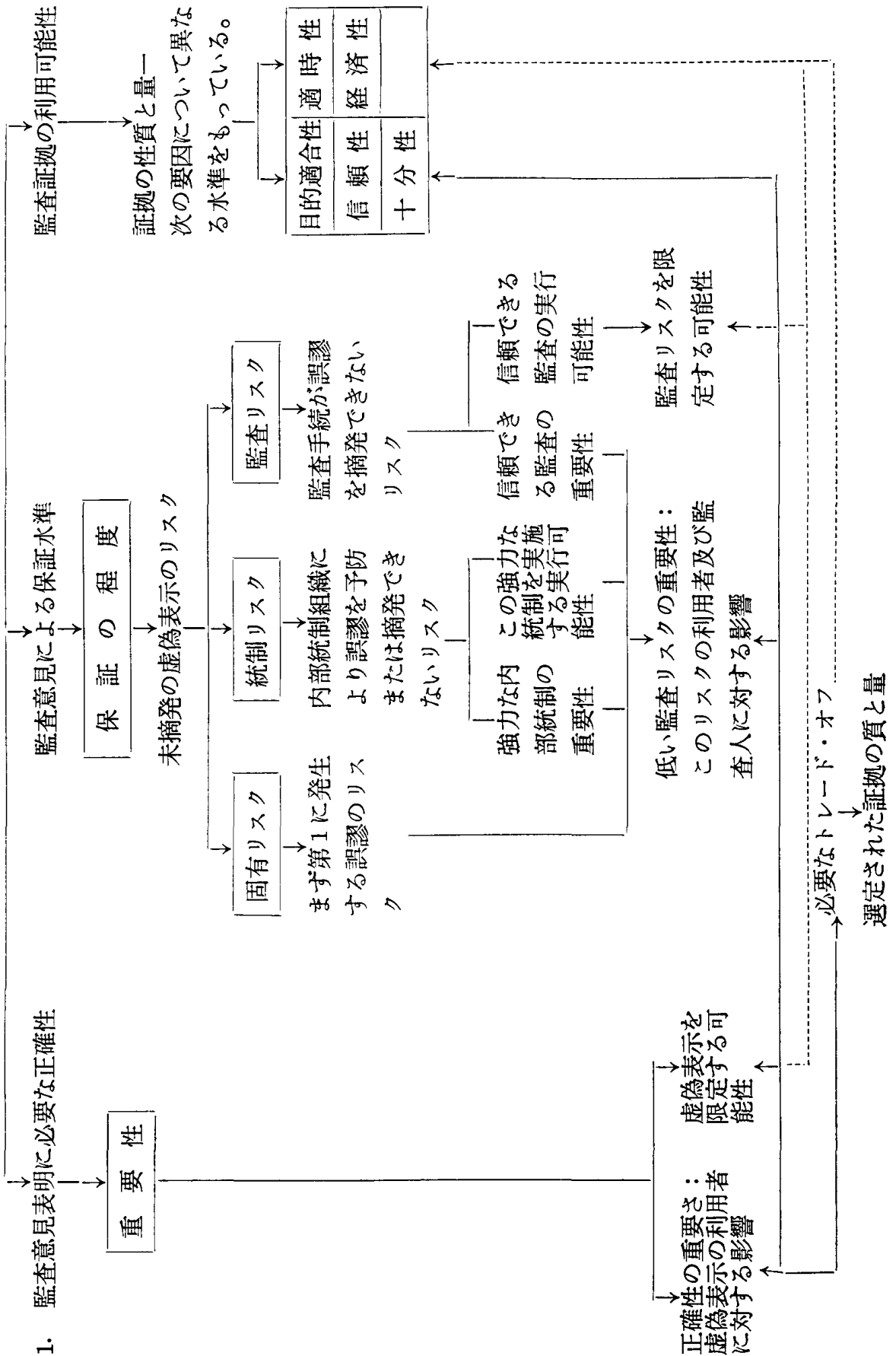
ぎりのある人間は、絶対的知識を習得できる人はいない。人間が知っている世界に関して述べていることを不断に訂正していくことは、自然科学においては認められている。裁判所は下級裁判所の判決を破棄することもある。ときにはある種の訴訟問題においては法廷自身の立場を修正することもある。真実は、せいぜい相対的なものであり、常に必ずしも明確に識別可能であるとはかぎらない。監査人は、他の人々以上に卓越した識別能力をもつものではない。監査人は、他の職業的専門家におけると同じように、監査上の主題と監査人の業務条件とによって課せられる制約を認識しなければならない。問題の重要性とその状況における制約とを考へて、範囲と強度において合理的である証拠を探し求めた結果、思慮分別のある結論が得られるなら、それは、監査目的にとって十分に到達していると考えられなければならない。追加的証拠の事後的発見 (subsequent discovery of additional evidence) とか、よりよい周囲の諸事実の理解によって当初の結論は、後刻に異議を唱えられまたこれを取り消されることさえあるかもしれない。それにもかかわらず、その時点において可能な最善の結論は、この分野において考えられるかぎり、細部に至るまで真実に近づきうるのである。」⁽¹³⁾

こうしてレスリーは、監査における重要性と保証の程度との関連を次ページのように図示している⁽¹⁴⁾。

- (1) CICA, *Extent of Audit Testing, A Research Study*, The Canadian Institute of Chartered Accountants, 1980, Reprinted 1986, Highlights iii, なお、監査リスクと重要性との関連については、古賀智敏『情報監査論』同文館 平成2年 78ページ以下参照。
- (2) Rodley J. Anderson, *The External Audit 1—Concepts and Techniques*, Pitman Publishing, 1977, p. 130.
- (3) 国際会計士連盟 (IFAC)・国際監査実務委員会 (IAPC) 監査の国際的ガイドライン第25号「重要性と監査上の危険」(1987年10月) Par. 9, *JICPA NEWS*, No. 387. (1988年1月) 13ページ。また、AICPAのSAS No. 47でも監査リスクについて「監査人が重大な虚偽表示のある財務諸表についての意見表明を気付かずに適切に修正しないかもしれないリスク」と規定している。(AICPA, SAS No. 47 “Audit Risk and Materiality in Conducting an Audit”, AICPA

監査証拠の十分性と妥当性の相互関連

監査証拠の十分性と妥当性は次の要因により決定される。



Professional Standards, Vol. 1, CCH, Par. 02, AU § 312 · 03).

- (4) 国際会計士連盟 (IFAC) ・ 国際監査実務委員会 (IAPC) 「同上ガイドライン」
Pars. 10-12.
- (5) 「同上」 Pars. 13-16.
- (6) 日本公認会計士協会監査委員会報告第17号「重要性の判断基準について」日本
公認会計士協会監査委員会 (昭和49年10月23日) 1.
- (7) FASB, *Statement of Financial Accounting Concepts, No. 2 Qualitative
Characteristics of Accounting Information*, May, 1980, Par. 132. 平松一
夫・広瀬義州訳『FASB財務会計の諸概念』中央経済社 1988年 124ページ。
- (8) Donald H. Taylor and G. William Glezen, *Auditing-Integrated Con-
cepts and Procedures*, Fourth ed., John Wiley & Sons, 1988, pp. 153-156.
- (9) *Ibid.*, p. 156.
- (10) *Ibid.*, pp. 156-157.
- (11) Donald A. Leslie, *Materiality-The Concept and its Application to Au-
diting, A Research Study*, The Canadian Institute of Chartered Accountants,
1985, pp. 54-58.
- (12) AICPA, "Generally Accepted Auditing Standards", *AICPA, Profes-
sional Standards, Vol. 1, CCH, Au § 150 · 02.*
- (13) R. K. Mautz and Hussein A. Sharaf, *The Philosophy of Auditing*, AA
A, 1961 p. 85. 近沢弘治監訳, 関西監査研究会訳『マウツ&シャラフ監査理論の
構造』中央経済社 昭和62年 112ページ。
- (14) Donald A. Leslie, *op. cit.*, p. 56.

3 監査実施過程における監査リスクと重要性の検討

これまで、監査リスクと監査における重要性について検討してきたが、監査リスクと重要性の間には反比例の関係があるといえる。それは「許容し得る重要性の水準を上げれば、監査リスクは減少し、また反対に、許容し得る重要性の水準を下げれば、監査リスクは増大する⁽¹⁾」からである。例えば、ある財務諸表における誤謬が合計10,000ドルを超えないという信頼性が97%であるとした場合、誤謬の合計が10,000ドルを超えるリスクは3%であり、10,000ドルがこの場合の重要性の水準を示すことになるが、この重要性の水

監査リスクと重要性（飯岡）

準を15,000ドルに上げた場合には当然にその監査リスクは減少するからである⁽²⁾。

こうして、監査リスクと重要性は財務諸表の監査に当って極めて密接な関係にあるといえるが、通常、監査は(1)監査計画の立案、(2)監査の実施、つまり監査証拠の収集と評価、(3)監査報告書の作成の3つのプロセスを必要とする。そして監査人はこれらプロセスのうち、とくに監査計画の立案及び監査証拠の評価に当って監査リスクと重要性を考慮しなければならないとされている⁽³⁾。そこで、次に、(1)監査計画立案における監査リスクと重要性、(2)監査証拠の評価における監査リスクと重要性に大別して、それぞれの問題点を検討してみよう⁽⁴⁾。

(1) 監査計画立案における監査リスクと重要性の検討

監査リスクは、すでに述べたように「全体的監査リスク」と「個別的監査リスク」に区別されることから、監査計画の立案に当っても両者に分けて検討する必要がある。なお、すでに述べたように重要性は量的基準及び質的基準のいずれかによって評価されるが、ここでは量的基準で評価するものとする。

監査人は、まず、監査手続を計画するに当っての全体的監査リスクを決定しなければならない。例えば、全体的監査リスクについて5%が望ましいと決定した場合には、さきに示した事例を用いれば、次のように判断される。

①全体的監査リスクを5%とした場合に、財務諸表全体の虚偽表示が税引前純利益の算定に当って3,000ドル以下ならば、この財務諸表はすべての重要な点で適正に表示されているといえる。

②全体的監査リスクを5%とした場合に、財務諸表全体の虚偽表示が税引前純利益の算定に当って3,000ドルと8,000ドルの間ならば、この財務諸表がすべての重要な点で適正に表示されているか否かは会計士の判断によって決定される。

③全体的監査リスクを5%とした場合に、財務諸表全体の虚偽表示が税引前純利益の算定に当って8,000ドル以上ならば、この財務諸表には重大な虚

偽表示があると考えられる。

次に個別的監査リスクは、全体的監査リスクを勘案して決定しなければならない。さきに述べたように個別的監査リスクには固有リスク、内部統制上のリスク及び非発見リスクとがあるが、監査人によってコントロールできるのは非発見リスクのみである。

個別的監査リスクを全体的監査リスクと同じく5%とし、例えば、棚卸資産勘定について、固有リスクを60%、内部統制上のリスクを30%とすれば、非発見のリスクは次式から27%と算定される。

$$\begin{aligned} \text{非発見リスク} &= \frac{\text{個別的監査リスク}}{\text{固有リスク} \times \text{内部統制上のリスク}} \\ &= \frac{0.05}{0.6 \times 0.3} \div 0.27 \text{ (27\%)} \end{aligned}$$

したがって、監査人は棚卸資産の監査計画を立案するに当って、この非発見の監査リスクを重要な指標としてその試査の範囲を決定することになるのである。

次に、重要性の判断基準を決定することも監査計画の立案に当って極めて重要である。それは、「監査人が重要と考える財務諸表上の金額と財務諸表の適正性を証明するのに必要な監査業務 (audit work) の量とは反比例の関係⁽⁵⁾」にあるといえるからである。例えば、さきの事例で監査人が損益計算書において8,000ドルを重要性の基準と考えた場合には、それに応じた時間と労力を必要かつ十分な証拠を収集するために費さなければならない。他方、監査人が重要性の基準を3,000ドルに下げれば、それに必要かつ十分な証拠を収集するためには、追加の時間と労力を費さなければならないのである。したがって、監査人は監査計画を立案する場合には重要性についての予備的見積 (preliminary estimate) を確定するために慎重な考慮を払わなければならないのである。

さきに示した事例において、監査計画の立案のために重要性基準の予備的見積を最高値に設定した場合には、税引前当期純利益、資産総額、流動資産総額及び資本総額に対する重要性の基準は、次のようになる。

監査リスクと重要性（飯岡）

① 財務諸表は税引前当期純利益に対する虚偽表示が合計で8,000ドルを超える場合には、重大な虚偽表示があるとみなされる。

② 財務諸表は資産総額に対する虚偽表示が109,600ドルを超える場合には、重大な虚偽表示があるとみなされる。

③ 財務諸表は流動資産総額に対する虚偽表示が53,600ドルを超える場合には、重大な虚偽表示があるとみなされる。

④ 財務諸表は資本総額に対する虚偽表示が46,400ドルを超える場合には、重大な虚偽表示があるとみなされる。

こうして、監査計画の立案に当たって財務諸表全体についての重要性に関する基準が確定した場合には、次にこの基準を各勘定に割当てなければならない。この割当てのためには各種の方法が考えられるが、最も一般的な方法は、財務諸表全体の重要性の基準となる金額を財務諸表上の勘定残高の総額に対する当該勘定の割合により配分する方法である。例えば、現金勘定残高が財務諸表上の勘定残高の総額に対して5%あるとすれば、現金勘定残高の重要性基準は400ドル（8,000ドル×5%）として計算される。

しかし、こうした重要性基準の割当てについては、次の要因も考慮されなければならないとされている⁽⁶⁾。

①ある種の勘定は数多くの取引がその勘定に影響を与えているため、単に金額のみを考慮するだけでは十分でない場合がある。例えば、さきの事例で棚卸資産勘定残高は280,000ドルであり、それは貸借対照表項目の各勘定残高の総額のほぼ10%に当るが、この勘定残高は数多くの取引の結果を示すものであるから、財務諸表全体の重要性の基準となる8,000ドルの10%以下の金額を割当て棚卸資産勘定にはより厳密な監査を実施する必要がある。

②監査人が過年度の監査の経験から、ある種の勘定は他の勘定よりも虚偽表示をより多くあるいはより少く含んでいそうだと考える場合がある。例えば、受取勘定について前年度に虚偽表示が発見されなかった場合には、重要性の基準となる金額を引上げて比較的簡略な監査ですますことも可能である。

こうして、財務諸表全体の重要性の基準となる金額を現金、受取勘定、棚

卸資産等々の各勘定に割当てるのであるが、いま現金勘定に400ドル、受取勘定に1,500ドルが割当てられたとすれば、それぞれ400ドルあるいはそれ以上の金額、1,500ドルあるいはそれ以上の金額は虚偽表示を発見するよう現金勘定及び受取勘定に関する監査計画を立案することになるのである。

(2) 監査証拠の評価における監査リスクと重要性の検討

監査の実施を通じて、監査人は収集した証拠とその評価に基づいて、固有リスク、内部統制上のリスクあるいは非発見のリスクの基準について変更すべきかどうかを決定しなければならない。さきの事例で示した棚卸資産のリスクについて変更がなく、固有リスク、内部統制上のリスク及び非発見のリスクがそれぞれ60%、30%及び27%とすれば、棚卸資産に関する監査リスクは、次に示すように5%となる。

$$0.6 \text{ (固有リスク)} \times 0.3 \text{ (内部統制上のリスク)} \times 0.27 \text{ (非発見のリスク)} = 0.05$$

監査人は固有リスク、内部統制上のリスク及び非発見のリスクのいずれかのリスクについて、証拠の収集の過程で、当初計画したよりも高いと判断した場合には、当然に当該勘定残高に対する個別的監査リスクも5%を超え、監査人は当該勘定残高について、いかにすべきかを検討しなければならない。

例えば、棚卸資産についての内部統制上のリスクを80%に改訂しなければならないような内部統制上の問題点を見出した場合には、次に示すように非発見のリスクを10%に改訂しなければならず、その場合には棚卸資産について更に追加的な監査を実施しなければならない。

$$\frac{0.05 \text{ (個別的監査リスク)}}{0.6 \text{ (固有リスク)} \times 0.8 \text{ (内部統制上のリスク)}} = 0.10 \text{ (非発見のリスク)}$$

また監査人がなお発見できない虚偽表示が残っているため、財務諸表が著しく誤っていると信じるに足る理由がある場合には、実際の全体的監査リスクは当初計画した全体的監査リスクよりも大きいことを意味するので、個別的監査リスクの高い勘定残高に対して、追加的な監査が実施されなければならない。

また、監査証拠の評価に当って重要性を考慮することも大切である。例え

監査リスクと重要性（飯岡）

ば、棚卸資産勘定における虚偽表示が2,000ドルであることが明らかになった場合、監査人は自動的に全体としての財務諸表について重大な虚偽表示があると考えらるべきであろうか。

棚卸資産勘定の重要性あるいは虚偽表示の内容から、監査の範囲を拡張することも可能である。しかし、監査人が他の勘定残高で発見した誤謬と合計して監査計画の立案における重要性の基準（事例では、8,000ドル）を超えて、例えば、9,000ドルとなる場合にはどのように対処すべきか。この点については、次の方式が考えられる⁽⁷⁾。

①監査人は慎重に検討した結果、監査計画の立案において利用した重要性の基準である8,000ドルから監査証拠の評価のために利用する重要性の基準を10,000ドルに改訂する。そのため、虚偽表示の合計（この場合、9,000ドル）は、改訂された重要性の基準（この場合、10,000ドル）以下であるので、財務諸表に重大な虚偽表示があるとは考えない。

②監査人は、虚偽表示の合計（この場合、9,000ドル）が重要性の基準（この場合、8,000ドル）を超えているため、財務諸表は適正に表示していないと結論を下す。しかし、この場合にも被監査会社に虚偽表示を訂正することを説得し、監査報告書の修正を検討させるように何らかな方策を採る必要がある。

- (1) 国際会計士連盟 (IFAC)・国際監査実務委員会 (IAPC), 「前掲ガイドライン」 Par. 17
- (2) J. Alex Milburn, *Limited Audit Engagements and the Expression of Negative Assurance*, The Canadian Institute of Chartered Accountants, 1980, pp. 125-126.
- (3) 国際会計士連盟(IFAC)・国際監査実務委員会 (IAPC), 「前掲ガイドライン」 Par. 18・19.
- (4) Donald H. Taylor and G. William Glenzen, *op. cit.*, pp. 164-167.
- (5) *Ibid.*, p. 158.
- (6) *Ibid.*, pp. 159-160.
- (7) *Ibid.*, p. 161.

4 む す び

これまで、近年における企業の開示情報の増加と多様化に伴う監査人の会計情報への関与領域の拡大化傾向に対処する目的から、有効性と効率性の高い監査人の関与方式が要求されることとなったため、監査リスクと重要性の概念及びその判断基準が重視されるに至ったところから、これらの問題について若干の検討を試みてきた。

すでに述べたように、監査リスクと重要性は監査の実施に当って反比例の関係にあり、その基準は監査人の判断に負うところが大きい。それは監査リスクと重要性についての判断に当って、被監査会社の業種・業態・規模及びその状況の変化、監査項目の性質の多様性と判断に当って検討すべき条件の複雑性などを考慮しなければならないからである⁽¹⁾。

しかし、監査の実施に当っては、監査リスクと重要性の関連を検討することは極めて重要である。レスリー (Donald A. Leslie) の次の言葉をもって、本稿の「むすび」としたい。

「保証水準は、重大な虚偽表示が監査済財務諸表に存在しないという信頼(信頼性水準)をいう。しかしながら、保証水準の概念は、重要性に関連させることによってのみ説明することができる。2セントの虚偽表示が存在しないという保証水準について検討することは無意味である。事実、内部統制組織や監査人の監査によって発見されない数多くの些細な虚偽表示が財務諸表に存在する可能性がある。重大な虚偽表示は存在しないという適切な保証水準について検討する場合にだけ意味があるのである。

どの程度の高い保証水準(どの程度の低い監査リスクの水準)が適切であるかを決定するために、われわれは一定の監査リスクの水準(重大な虚偽表示が発生するという)が財務諸表の利用者及び監査人の双方にどのような影響を与えるかを論理的に検討しなければならない⁽²⁾。」

(1) 日本公認会計士協会監査委員会「前掲報告」II

(2) Donald A. Leslie, *op. cit.*, pp. 61-62.

付記：本稿は、平成2年度文部省科学研究費補助金による研究成果の一部である。